

動物の一時預かりボランティア制度実施要領

令和6年7月1日

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

1 目的

県が捕獲、引取り又は収容した犬又は猫について、地域のボランティアの協力のもと、ボランティアの自宅等で一時的に飼育することにより、動物の生存機会の拡大及び動物愛護思想の普及啓発を図ることを目的とする。

2 一時預かりの対象

保健所、広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境センターの長は、この要領の定めるところにより、次の各号に掲げる動物のうち、一時預かりの対象とすることが適当と認めた動物について、自宅等において一時的に飼育することを希望する者（以下「一時預かりボランティア」という。）に、一時的に預けることができる。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項に基づいて引き取った犬又は猫
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項に基づいて引き取った犬又は猫のうち所有者が判明しないもの
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項に基づき収容し、治療その他の必要な措置を講じた犬又は猫であって所有者が判明しないもの
- (4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した犬であって、同条第8項及び同条第9項に定める期間が経過したもの
- (5) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年条例第35号）第14条第1項の規定に基づいて抑留した犬であって、同条第6項及び第7項の期間が経過したもの

3 一時預かりボランティアの種類

一時預かりボランティアが一時預かりを希望する動物に応じ、一時預かりボランティアに次の区分を設ける。

(1) ミルクボランティア

離乳前の犬や猫について、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができる状態まで飼養管理することを目的として、自宅等で一時的に飼育するボランティア

(2) 社会化ボランティア

離乳後の犬や猫について、人や環境へ慣らすことを目的として、自宅等で一時

的に飼育するボランティア

(3) 長期預かりボランティア

主に高齢や病気の犬や猫について、終生飼養の確保を目的として、長期間の預かりを前提として自宅等で飼育するボランティア

4 一時預かりボランティアの登録

(1) 新規登録

ア 一時預かりボランティアの登録希望者は、「一時預かりボランティア登録申請書」(様式第1号)に、飼育場所の図面を添付し、広域振興局等の保健福祉環境部等の長あて提出する。

イ 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、申請書を提出した者が、別表第1の要件に適合することを確認の上、動物を適正に飼育管理できると判断した場合は、「一時預かりボランティア登録簿」(様式第2号)に登録する。

ウ 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、一時預かりボランティアの登録を行った場合は、「登録通知書」(様式第3号)を登録者に通知する。

エ 一時預かりボランティアの登録に係る有効期限は、登録日から当該年度の末日までとする。

(2) 登録の更新

ア 一時預かりボランティアは、登録の更新を希望しない場合は、登録を申請した広域振興局の保健福祉環境部等の長あて連絡する。

イ 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、上記アの連絡がない場合は、一時預かりボランティアの登録を更新し、「登録通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

(3) 登録の変更

一時預かりボランティアは、登録事項に変更が生じたときは、速やかに「登録事項変更届出書」(様式第4号)を、登録を受けた広域振興局の保健福祉環境部等の長に提出しなければならない。

(4) 登録の辞退

一時預かりボランティアは、登録を辞退しようとするときは、速やかに「登録辞退届出書」(様式第5号)を、登録を受けた広域振興局の保健福祉環境部等の長に提出しなければならない。

(5) 登録の抹消

広域振興局の保健福祉環境部等の長は、一時預かりボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

ア 別表第1の要件に該当しなくなったとき。

イ 虚偽又はその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

ウ 「一時預かりボランティア登録申請書」(様式第1号)で誓約した事項の内容に違反したとき。

エ 連絡先の変更について届出がされず、広域振興局の保健福祉環境部等から一時預かりボランティアへ連絡することができなくなったとき。

オ 一時預かりボランティアから、「登録辞退届出書」(様式第5号)が提出されたとき。

カ その他、広域振興局の保健福祉環境部等の長が不相当と判断したとき。

(6) 一時預かりボランティア研修の受講

広域振興局の保健福祉環境部等の長は、新規登録した一時預かりボランティアに対し、随時、動物の一時預かりに係る研修会を開催する。

5 動物の一時預かりの実施

一時預かりボランティアへの動物の一時預かりは、次により実施する。

(1) 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、動物管理施設の動物を一時預かりボランティアに預けることが適当と判断した場合は、広域振興局の保健福祉環境部等の長が実施した一時預かりボランティア研修を受講済みの一時預かりボランティアに対し、協力を要請する。

(2) 一時預かりボランティアは、前号の要請に協力が可能である場合は、概ね次の考え方により、一時預かり期間について広域振興局の保健福祉環境部等の長と調整する。

ア ミルクボランティア

成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができる状態までの期間(最大60日間)

イ 社会化ボランティア

人や環境に慣れ、譲渡の適性が高まったと判断されるまでの期間(最大180日間)

ウ 長期預かりボランティア

返還や譲渡などにより、広域振興局の保健福祉環境部等による管理が終了するまでの期間(最大1年間)

(3) 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、一時預かりを依頼する動物の状況に応じ、動物の飼育管理の方法、注意すべき症状、その他飼育に必要な情報について説明の上、「動物の一時預かり依頼書」(様式第6号)により、一時預かりボランティアに動物の一時預かりを依頼する。なお、一時預かり期間については、一時預かり中の動物の状況等により、一時預かりボランティアの同意が得られた範囲内において、延長できるものとする。

(4) 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、原則として、一時預かりをする場所を

現地で確認し、動物の一時預かりに支障がないことを確認の上、指定する場所において、一時預かりボランティアに動物を引き渡す。

- (5) 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、動物の一時預かりに際し、一時預かりボランティアに対し、一時預かり期間の飼料及び物資の一部を支給する。なお、支給した飼料及び物資以外にかかる費用は、一時預かりボランティアの負担とする。
- (6) 一時預かりボランティアは、一時預かり期間において、「動物健康管理台帳」(様式第7号)により、管理状況等について記録するものとする。
- (7) 一時預かりボランティアは、一時預かり中の動物について、疾病又は傷害が疑われる場合など、一時預かりボランティアによる判断が困難な事例が生じた場合は、広域振興局の保健福祉環境部等の長に速やかに報告する。
- (8) 広域振興局の保健福祉環境部等の長は、上記(7)の報告があった場合は、その状況等を確認の上、一時預かりボランティアに対し、広域振興局の保健福祉環境部に対する動物の返還又は指定する動物病院への受診の依頼など、必要な措置を講じる。
- (9) 一時預かり中の動物について、一時預かりボランティアが動物病院を受診した場合の費用は、別に定める範囲内で県が負担するものとし、それを超えるものについては一時預かりボランティアの負担とする。
- (10) 一時預かりボランティアは、一時預かり期間の満了後又は広域振興局の保健福祉環境部等の長から指示があった場合は、一時預かりを実施した動物について、広域振興局の保健福祉環境部等が指定する場所に持参し、「動物の一時預かり依頼書」(様式第6号)及び「動物健康管理台帳」(様式第7号)の写しを添えて、動物を返還すること。この場合、広域振興局の保健福祉環境部等が支給した物資のうち、消耗品以外の物資及び使用しなかった飼料等について返却すること。

6 調査・報告

広域振興局の保健福祉環境部等の長は、一時預かりを依頼する動物の適切な飼育管理を確保するために必要な限度において、一時預かりボランティアに対し、一時預かりを実施する場所の状況、動物の飼育管理の方法その他必要な事項について報告を求め、又は一時預かりを実施する場所の現地確認を行うことができる。

7 報酬及び損害賠償

一時預かりボランティアの活動は無報酬とし、一時預かりボランティアが動物の一時預かり中に発生した事故等によって被った損害について、県は賠償の責を負わないものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、一時預かりボランティアについて必要な事項は、別に県が定める。

附 則

この要領は、令和6年6月 日から施行する。

別表第1（動物の一時預かりボランティア制度実施要領4（1）及び（5）関係）

（一時預かりボランティアの登録要件）

- 1 一時預かりボランティア登録を申請する広域振興局の保健福祉環境部等の管内に在住する20歳以上であること。
- 2 動物の一時預かりについて、住居や周辺環境の制限がないこと。
- 3 動物の一時預かりを行う場所は、次の要件を満たすこと。
 - （1）一時預かりの実施に十分なスペースがあること。
 - （2）ケージ等を洗浄するための給排水・洗浄設備があること。
 - （3）屋内で飼育する場合は、空調設備があり、室内温度を一定に保つことができること。（猫の一時預かりは屋内飼養に限る。）
 - （4）動物の種類等に応じた逸走防止措置が講じられていること。
- 4 動物を一時的に飼育することについて、同居人全員の同意を得ていること。
- 5 同居人に動物アレルギーの者がいないこと。（同居人に動物アレルギーの者がいる場合は、飼育の方法等により対処できること。）
- 6 動物の適正な飼育管理に必要な適当な時間を確保できること。
- 7 動物を自家用車等で送迎することができること。
- 8 現に犬を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
 - （1）狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射等を実施していること。
 - （2）繁殖制限措置を講じていること。
 - （3）疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
 - （4）感染性の病気にかかっていることが疑われないこと。
 - （5）飼育している犬と一時預かりを行う動物を分けて飼育できること。なお、分けて飼育できない場合は、感染症等のリスクを承知すること。
- 9 現に猫を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
 - （1）室内のみで飼育していること。
 - （2）繁殖制限措置を講じていること。
 - （3）疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
 - （4）感染性の病気（猫エイズ、猫白血病など）にかかっていることが疑われないこと。
 - （5）飼育している猫と一時預かりを行う動物を分けて飼育できること。なお、分けて飼育できない場合は、感染症（猫エイズ、猫白血病など）等のリスクを承知すること。
- 10 次に掲げる事項について誓約できること。
 - （1）動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等の法令に定められた事項を遵守すること。
 - （2）一時預かりする動物を善良な注意をもって誠実に管理し、事故、疾病、失踪、死亡、損傷その他不測の事態が生じた場合は、速やかに一時預かりの依頼を受けた広域振興局保健福祉環境部（保健所）に連絡すること。

- (3) 一時預かり中の動物に関する事故について、県に対し、一切、責任、賠償を求めないこと。
- (4) 預かった動物の飼育にかかる費用について、自己負担が生じることを了承すること。
- (5) 一時預かり動物に対し動物病院等で処置（検査、治療、投薬等）を行う場合、別に定める範囲内で県が負担するものを除き、原則として、一時預かりボランティアの負担とすること。
- (6) 一時預かりした動物を営利や広告等に利用しないこと。
- (7) 動物の一時預かりに当たって知り得た情報は、他人に漏らさないこと。
- (8) 動物の一時預かり終了後、対象動物に対して行われた行為について、県に対し、異議を申し立てないこと。
- (9) 一時預かり中の動物は、県の許可なく第三者へ譲り渡さないこと。
- (10) 一時預かり期間の満了後及び期間内に一時預かりの依頼を受けた広域振興局の保健福祉環境部等の長から指示があった場合は、速やかに動物を返還するとともに、支給した物資のうち消耗品以外及び使用しなかった飼料等について併せて返却すること。
- (11) 動物の一時預かりに関し、県から指示があった場合は、それに従うこと。

様式第 1 号（動物の一時預かりボランティア制度実施要領 4（1）関係）

年 月 日

_____ 広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）長 様

申請者 住所
氏名
生年月日

一時預かりボランティア登録申請書

動物の一時預かりボランティア制度実施要領 4（1）の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します。

ボランティア種別	犬	<input type="checkbox"/> ミルクボランティア <input type="checkbox"/> 社会化ボランティア <input type="checkbox"/> 看取りボランティア
	猫	<input type="checkbox"/> ミルクボランティア <input type="checkbox"/> 社会化ボランティア <input type="checkbox"/> 看取りボランティア
飼育場所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> それ以外（ _____ （ 自宅 ・ その他 ））	
連絡先	電話番号（必須）： FAX 番号（任意）： E-mail（任意）：	
飼育が可能な動物	<input type="checkbox"/> 犬（ _____ 頭）（備考： _____） <input type="checkbox"/> 猫（ _____ 頭）（備考： _____） ※ 備考には、動物の大型・小型の別、週齢等について記載	
これまでの飼育経験	犬	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （ <input type="checkbox"/> 離乳前 <input type="checkbox"/> 生後 90 日程度 <input type="checkbox"/> 成犬 <input type="checkbox"/> 成犬（高齢） <input type="checkbox"/> 病気の犬）
	猫	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （ <input type="checkbox"/> 離乳前 <input type="checkbox"/> 生後 90 日程度 <input type="checkbox"/> 成猫 <input type="checkbox"/> 成猫（高齢） <input type="checkbox"/> 病気の猫）
現在の飼育動物	<input type="checkbox"/> 飼育していない <input type="checkbox"/> 犬（ _____ 頭） <input type="checkbox"/> 猫（ _____ 頭） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
その他	<input type="checkbox"/> 登録要件への適合状況等の申告（別添のとおり） <input type="checkbox"/> その他（別添のとおり）	

（添付書類）

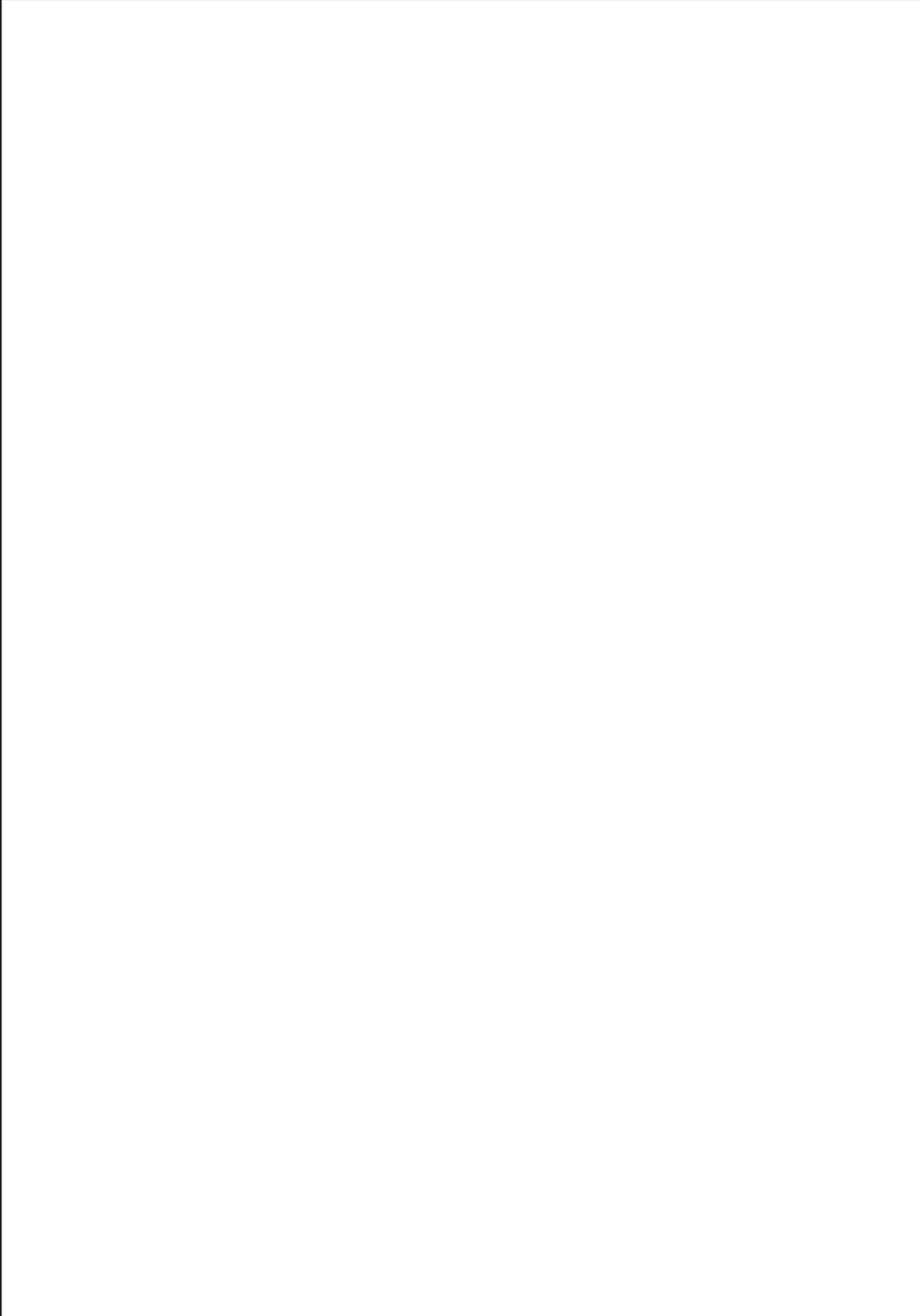
- 登録要件への適合状況等申告書
- 飼養予定場所の図面
- （賃貸住宅等の場合）動物の飼育が禁止されていないことを証明する書類の写し
- その他（ _____ ）

(別紙) 登録要件への適合状況等申告書

一時預かりボランティアの登録要件	申告事項
1 一時預かりボランティア登録を申請する広域振興局の保健福祉環境部等の管内に在住する 20 歳以上です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 動物の一時預かりについて、住居や周辺環境の制限はありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸：アパート、一軒家、他（ ） <input type="checkbox"/> 飼養予定場所の図面添付 <input type="checkbox"/> 賃貸やマンション等の場合、動物の飼育が禁止されていないことを証明する書類の写しを添付 <input type="checkbox"/> いいえ
3 動物の一時預かりを行う場所は、次の要件を満たすこと。	
(1) 一時預かりの実施に十分なスペースがあります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) ケージ等を洗浄するための給排水・洗浄設備があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 屋内で飼育する場合は、空調設備があり、室内温度を一定に保つことができます。(猫の一時預かりは屋内飼養に限る。)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 動物の種類等に応じた逸走防止措置が講じられています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 動物を一時的に飼育することについて、同居人全員の同意を得ています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 協力して動物の飼育を行う同居人（ 人）
5 同居人に動物アレルギーの者がいません。(同居人に動物アレルギーの者がいる場合は、飼育の方法等により対処できます。)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6 動物の適正な飼育管理に必要な適当な時間を確保できます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7 動物を自家用車等で送迎することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8 現に犬を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。	<input type="checkbox"/> 現に犬を飼育している
(1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射等を実施しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 繁殖制限措置を講じています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ワクチン接種証明書
(4) 感染性の病気にかかっていることが疑われません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(5) 飼育している犬と一時預かりを行う動物を分けて飼育できます。なお、分けて飼育できない場合は、感染症等のリスクを理解しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9 現に猫を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。	<input type="checkbox"/> 現に猫を飼育している
(1) 室内のみで飼育しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 繁殖制限措置を講じています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<p>(3) 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>(4) 感染性の病気（猫エイズ、猫白血病など）にかかっていることが疑われません。（ただし、猫エイズ、猫白血病に罹患している猫を飼育している場合であって、同疾患に罹患した猫の一時預かりする場合を除く。）</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p style="margin-left: 40px;">飼っている猫が</p> <p style="margin-left: 80px;"><input type="checkbox"/> 猫エイズに罹患</p> <p style="margin-left: 80px;"><input type="checkbox"/> 猫白血病に罹患</p>
<p>(5) 飼育している猫と一時預かりを行う動物を分けて飼育できます。なお、分けて飼育できない場合は、感染症（猫エイズ、猫白血病など）等のリスクを理解しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>10 次に掲げる事項について誓約できること。</p>	
<p>(1) 動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等の法令に定められた事項を遵守すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(2) 一時預かりする動物を善良な注意をもって誠実に管理し、事故、疾病、失踪、死亡、損傷その他不測の事態が生じた場合は、速やかに一時預かりの依頼を受けた広域振興局保健福祉環境部（保健所）に連絡すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(3) 一時預かり中の動物に関する事故について、県に対し、一切、責任、賠償を求めないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(4) 預かった動物の飼育にかかる費用について、自己負担が生じることを了承すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(5) 一時預かり動物に対し動物病院等で処置（検査、治療、投薬等）を行う場合、別に定める範囲内で県が負担するものを除き、一時預かりボランティアの負担とすること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(6) 一時預かりした動物を営利や広告等に利用しないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(7) 動物の一時預かりに当たって知り得た情報は、他人に漏らさないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(8) 動物の一時預かり終了後、対象動物に対して行われた行為について、県に対し、異議を申し立てないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(9) 一時預かり中の動物は、県の許可なく第三者へ譲り渡さないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(10) 一時預かり期間の満了後及び期間内に一時預かりの依頼を受けた広域振興局の保健福祉環境部等の長から指示があった場合は、速やかに動物を返還するとともに、支給した物資のうち消耗品以外及び使用しなかった飼料等について併せて返却すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>
<p>(11) 動物の一時預かりに関し、県から指示があった場合は、それに従うこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 誓約します</p>

飼養場所見取り図



様式第3号（動物の一時預かりボランティア制度実施要領4（1）ウ及び4（2）イ関係）

年 月 日

様

広域振興局の保健福祉環境部等の長

一時預かりボランティア登録（更新）通知書

年 月 日に申請のありました一時預かりボランティアの登録について、下記のとおり登録（更新）されましたので、動物の一時預かりボランティア制度実施要領4（1）のウ（4（2）のイ）の規定に基づき通知します。

記

1 登録の種別

2 登録（更新）の年月日

3 有効期限の末

様式第5号（動物の一時預かりボランティア制度実施要領4（4）関係）

年 月 日

広域振興局の保健福祉環境部等の長 様

届出者 住所

氏名

一時預かりボランティア登録辞退届出書

動物の一時預かりボランティア制度実施要領4（4）の規定に基づき、登録を辞退したいので届け出ます。

令和 年 月 日

一時預かりボランティア
_____ 様

_____ 広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）長

一時預かり依頼書

_____ 広域振興局保健福祉環境部（_____ 保健所）が管理する犬又は猫について、次のとおり、一時預かりを依頼します。

記

1 一時預かりを依頼する動物

管理番号	種類	性別	備考
	子犬・子猫・成犬・成猫	オス・メス・不明	

2 一時預かりを依頼する期間

令和 年 月 日（同意年月日）から令和 年 月 日まで

3 貸与物品

- (1) ペットフード ()
(2) ペットシーツ ()
(3) その他 ()

一時預かり同意書

上記の依頼について、同意します。なお、動物の一時預かりに当たっては、一時預かりボランティア登録申請書（令和 年 月 日提出）の誓約事項を遵守します。

同意年月日 令和 年 月 日
ボランティア氏名

動物病院での治療履歴（動物病院記載欄）

受診年月日	動物病院名	請求額	内訳	
			県への請求額※1	ボランティアへの請求額※2
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

※1：1頭当たりの支払額の合計が、県が別途定める額に達するまでは、治療費は県負担

※2：1頭あたりの支払額の合計が、県が別途定める額を超えた以降は、治療費はボランティア負担

様式第7号（動物の一時預かりボランティア制度実施要領5（6）関係）

（動物健康管理台帳）

管理番号		種類		犬		猫	
保管開始年月日		ボランティア氏名					
写真添付		動物の特徴等		毛色		性別 その他	
毎日の管理状況と健康管理							
日数	日付（曜日）	元気・食欲	排便	排尿	体重(g)	自由記載欄	
1	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
2	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
3	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
4	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
5	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
6	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
7	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
8	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
9	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
10	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
11	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
12	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
13	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
14	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
15	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
16	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
17	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
18	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
19	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
20	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
21	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
22	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
23	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
24	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
25	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
26	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
27	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
28	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
29	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			
30	()	有・普通・不良	有（普通 軟 水様）・無	有・無			

※ 体重は、離乳前の猫のみ記載

